

鹿児島大学農学部あらた同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島大学農学部あらた同窓会（通称：あらた同窓会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、農学部発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行
- (2) 農学部との連携及び協力
- (3) その他必要と認められた事項

(支部)

第4条 本会は、支部を必要な地に置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる正会員、学生会員及び賛助会員をもって組織する。

正会員

- 鹿児島高等農林学校卒業者
- 鹿児島農林専門学校卒業者
- 鹿児島大学農学部卒業者
- 鹿児島大学大学院農学研究科並びに大学院農林水産学研究科（農水産獣医学域農学系分野で教育・研究指導を受けた）修了者

学生会員

農学部及び大学院農林水産学研究科（農水産獣医学域農学系分野で教育・研究指導を受ける）に在籍する学生

賛助会員

- 現賛助会員（現職教員）
- 旧賛助会員（退職教員）

2 会員は、住所等に異動が生じた場合、その都度事務局に連絡するものとする。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 常任副会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 3名 |
| (4) 評議員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 3名 |
| (6) 学内幹事 | 若干名 |
| (7) その他会長が認められた者 | |

(役員を選任)

第7条 会長、常任副会長、副会長、評議員及び監事は、総会において選任する。

2 評議員は、各地域支部支部長、農学部副学部長、農学部学科長、各プログラム長及び幹事会が推薦した者、並びに鹿児島支部幹事をもってこの任に当てる。

3 学内幹事は農学部の各学科・コース及びプログラム等から推薦された者をもってこの任に当てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表して会務を総理する。

2 常任副会長は会務の執行を総括し、事務局を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 評議員は、総会及び評議員会の構成員として、会務の執行上重要な事項を審議する。

5 監事は、事業実績並びに会計の執行状況の監査を行い、その結果を総会に報告する。

6 学内幹事は、幹事会の構成員として、本会の事業の企画・立案及び実施等に関する事項について協議を行う。

(役員の仕事)

第9条 総会で選任された役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員を生じた場合の補欠の仕事は前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 1 名誉会長は会長が委嘱する。
- 2 農学部長は本会の顧問とする。
- 3 名誉会長及び顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、評議員会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、第5条第1項及び第10条に掲げる者をもって組織する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他会長が必要と認められた事項

3 総会は、会計年度開始から2ヶ月内に会長が招集する。

4 総会の議長は出席者の中から選出する。

5 議事は出席者の過半数で決するが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、会長が必要と認める場合に開催できる。

2 臨時総会の議長の選出並びに議決は前条の規定によるものとする。

(評議員会)

第14条 評議員会は、会長、常任副会長、副会長、評議員及び監事をもって組織する。

2 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会の運営における重要な業務の執行に関する事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、常任副会長、学内幹事をもって組織する。

2 幹事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会及び評議員会に付議する議案書の作成
- (2) 本会が行う業務の具体的執行計画等

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、正会員及び現賛助会員の会費、学生会員の入会金及び会費、寄付金等をもって充てる。

2 正会員及び現賛助会員は、年会費として2,000円を納付する。

3 学生会員は、入会金及び在学中の会費として、入学時に、10,000円を納付する。

4 年齢が満80歳に達した会員は会費納付を免除する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(監査)

第18条 監査は、会計年度ごとに行う。

第6章 事務局等

第19条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は鹿児島大学農学部あらた会館内に置く。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本会則は、昭和28年12月12日より施行する。

本会則は、昭和53年11月23日より改訂施行する。

本会則は、昭和60年11月23日より改訂施行する。

本会則は、昭和61年11月23日より改訂施行する。

本会則は、昭和62年11月23日より改訂施行する。

本会則は、平成12年11月23日より改訂施行する。

本会則は、平成23年11月23日より改訂施行する。

本会則は、令和元年11月23日より改訂施行する。

本会則は、令和5年11月23日より改訂施行する。

本会則は、令和6年11月23日より改訂施行する。

覚書

1 過去に終身会費を納付した終身会員は年会費の納付を免除する。

2 あらた同窓会功労者表彰は、2009年を起点として、5年毎に行う。